

令和7年度清須市立古城小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、校訓の「明るく、正しく、たくましく」の精神のもと、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・問題行動対策委員会」「児童生徒支援委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴え、誰にでも訪れるであろう心身の不調や悩み、不安等に対して、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応し、以下の役割を担う。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「古城小学校いじめ防止基本方針」に基づいた対応

- ・ いじめ防止等の取組の基本的な方向や取組内容を定める。
- ・ 学校におけるいじめ防止等の取組の検証を行い、改善策を検討する。

(2) 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「古城小学校いじめ防止基本方針」「清須市いじめ防止方針」の共通理解を図り、教職員一人一人がいじめの情報を「いじめ・問題行動対策委員会」「児童生徒支援委員会」に報告共有する義務があることを周知徹底する。
- ・ いじめ（教育相談）アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・ いじめ問題への取組について、国政研の「いじめに関する自己点検シート」を配付し、教員が初期段階に見られる変化を見逃さないようにする。

(3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 古城小学校いじめ防止基本方針をホームページで公表し、児童、保護者、地域の人々や関係機関と情報交換しながら、毎年、いじめ防止の取組を振り返り、次年度の計画に生かす。
- ・ 教育活動全体を通して、人権教育・道徳教育の充実を図る。「いじめは絶対に許されない」との認識を児童一人一人に徹底し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(4) いじめ事案への対応

- ・ 教職員がいじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに「いじめ・問題行動対策委員会」「児童生徒支援委員会」において当該いじめに係る情報を共有し、特定の教職員で問題を抱え込むことがないよう、迅速かつ組織的に対応する。
- ・ 事案への対応については、迅速かつ効果的に対応し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害者児童及び加害者児童を日常的・継続的に見守り、継続して指導・支援を行い、再発防止に努める。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア いじめを許さない学校づくりのために全教職員が一丸となって、予防・啓発・体制づくり・連携・相談・対応に取り組む。
- イ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ウ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- カ 「古城小学校いじめ防止基本方針」を保護者・地域と共有し、学校内外でいじめ防止活動を行う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア タブレット端末を活用した「心の天気」、日々の健康観察、いじめ（教育相談）アンケートや教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等の外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する対応

- ア いじめの発見・通報を受けた場合、迅速かつ組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や必要に応じて警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・問題行動対策委員会」「児童生徒支援委員会」を開催し、事案に応じて外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して個人情報に留意し、適切な情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめ等に関する項目も含んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、「いじめ・問題行動対策委員会」「児童生徒支援委員会」で取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。